3　緊急に採択される措置は、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に基づくものとし、並びに予防的な取組方法を考慮する。当該措置については、締約国が提案することができ、又は科学技術機関が勧告を行うことができ、及び締約国会議の会合と会合との間において採択することができる。当該措置は、暫定的なものとし、当該措置の採択の後、締約国会議の次回の会合で決定について再検討しなければならない。

4　緊急に採択される措置は、その効力発生の後二年で終了する。ただし、この部の規定に従って設定する区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）及び関連する措置により、若しくは関連する法的文書若しくは法的枠組み若しくは関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関が採択した措置により代替される場合には締約国会議によって、又は当該緊急に採択される措置を必要としていた状況が存在しなくなった場合には締約国会議の決定によって、それ以前に終了する。

5　緊急措置を定めるための手続及び指針（協議手続を含む。）は、必要に応じ、最も早い機会における締約国会議による審議及び採択のため、科学技術機関が作成する。当該手続は、包摂的で透明性のあるものとする。

第二十五条　実施

1　締約国は、いずれの国の管轄にも属さない区域で行われる自国の管轄又は管理の下にある活動が、この部の規定に従って採択された決定と整合的に行われることを確保する。

2　この協定のいかなる規定も、国際法に従い、この協定の目的の達成を支えるため、締約国が自国の国民及び船舶又は自国の管轄若しくは管理の下にある活動に関して、この部の規定に従って採択された措置に加えて、一層厳しい措置を採用することを妨げるものではない。

3　この部の規定に従って採択された措置の実施に当たっては、開発途上にある島嶼国又は後発開発途上国である締約国に直接又は間接に不均衡な負担を課すべきでない。

4　締約国は、この部の規定に従って締約国会議が行う決定及び勧告の実施を支援するため、適当な場合には、自国が構成国となっている関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関における措置の採択を促進する。

5　締約国は、この協定の締約国となる資格を有する国、特に、設定された区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）の対象となる区域において活動を行い、又は自国の船舶若しくは国民が活動する国に対し、この部の規定に従って設定された区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）に関する締約国会議の決定及び勧告の実施を支援する措置を採用するよう奨励する。

6　関連する法的文書若しくは法的枠組みの非締約国若しくは非参加国又は関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関の非構成国である締約国であって、当該法的文書及び当該法的枠組みの下で、並びに当該機関によって定められた措置を適用することに別段の合意をしないものは、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、条約及びこの協定に従って協力する義務を免除されない。

第二十六条　監視及び検討

1　締約国は、この部の規定に従って設定された区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）及び関連する措置の実施に関し、単独で又は共同して締約国会議に報告する。事務局は、その報告並びに2及び3に規定する情報及び検討を公に利用可能なものとする。

2　関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関は、この部の規定に従って設定された区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）の目的を達成するために自らが採択した措置の実施に関する情報を締約国会議に提供するよう要請される。

3　科学技術機関は、1及び2に規定する報告及び情報を考慮して、この部の規定に従って設定された区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）及び関連する措置を監視し、及び定期的に検討する。

4　科学技術機関は、3に規定する検討において、この部の規定に従って設定された区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）及び関連する措置の実効性並びにそれらの目的の達成に向けた進捗状況について評価し、並びに締約国会議に助言及び勧告を与える。

5　締約国会議は、検討の後、予防的な取組方法及び生態系を重視する取組方法を考慮して、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識に基づき、締約国会議が採択した区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）及び関連する措置の変更、延長又は廃止について、必要に応じ、決定又は勧告を行う。

第四部　環境影響評価

第二十七条　目的

この部の規定は、次のことを目的とする。

(a)　締約国が評価を実施し、及び報告するための手続、基準その他要件を定めることにより、いずれの国の管轄にも属さない区域について環境影響評価に関する条約の規定を運用すること。

(b)　海洋環境を保護し、及び保全するため、著しい悪影響を防止し、緩和し、及び管理するようこの部の規定の対象となる活動が評価され、及び実施されることを確保すること。

(c)　累積的な影響及び国の管轄の下にある区域における影響についての検討を支援すること。

(d)　戦略的環境評価を定めること。

(e)　いずれの国の管轄にも属さない区域における活動について一貫した環境影響評価の枠組みを実現すること。

(f)　この協定の目的の達成を支えるため、締約国、特に開発途上国である締約国（とりわけ、後発開発途上国、内陸国である開発途上国、地理的不利国、開発途上にある島嶼国、沿岸国であるアフリカ諸国、群島国及び開発途上にある中所得国）が環境影響評価及び戦略的環境評価を準備し、実施し、及び評価するための能力を構築し、及び強化すること。

第二十八条　環境影響評価を実施する義務

1　締約国は、いずれの国の管轄にも属さない区域で実施される自国の管轄又は管理の下にある計画された活動を許可する前に、当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響がこの部の規定に従って評価されることを確保する。

2　国の管轄の下にある海域で実施される計画された活動を管轄し、又は管理する締約国は、当該活動がいずれの国の管轄にも属さない区域において実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがあると判断する場合には、当該活動の環境影響評価がこの部の規定に従って実施され、又は環境影響評価が自国の国内手続に従って実施されることを確保する。自国の国内手続に従って環境影響評価を実施する締約国は、次のことを行う。

(a)　国内手続の期間中、適時に情報交換の仕組みを通じて関連情報を利用可能なものとすること。

(b)　自国の国内手続に定める要件に適合する方法で当該活動が監視されることを確保すること。

(c)　この協定に規定する情報交換の仕組みを通じて環境影響評価報告書及び関連する監視報告書を利用可能なものとすることを確保すること。

3　科学技術機関は、2(a)に規定する情報を受領した場合には、計画された活動を管轄し、又は管理する締約国に対して意見を提出することができる。

第二十九条　この協定と関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関の下で行われる環境影響評価の手続との間の関係

1　締約国は、自国が構成国となっている関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関において、環境影響評価の利用並びに第三十八条の規定に従って作成される規格又は指針の採択及び実施を促進する。

2　締約国会議は、科学技術機関が、関連する法的文書及び法的枠組み並びに関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関であっていずれの国の管轄にも属さない区域における活動を規制し、又は海洋環境を保護するものと協力するための仕組みをこの部の規定の下で設ける。